

(別紙2)

審査の結果の要旨

氏名 北田 暁大

本論文は副題の通り、リベラリズムの社会的かつ規範 - 倫理的な成立可能性を、社会的構成主義と現代倫理思想を縦横かつ精密に架橋しながら明らかにした力作である。

第一部は、行為の責任という倫理現象を、英米系の行為哲学と社会システム論の知見を深く取り入れながら分析し、これまで社会理論では個人化・非社会化されることの多かった責任概念を社会的構成主義の観点から再構成する。第一章では、ハバーマスのコミュニケーション的行為論とルーマンの社会システム論の対照から、社会の最小構成単位を行為の自同性に求めるのではなく、むしろ行為をコミュニケーション的構成物とみなす后者の認識利得が説得的に示される。第二章では、そうした構成主義的視点から、「行為者の意図のもとに責任を確定する行為者中心主義」と「コミュニケーションの〈現場〉から離れて責任を特定化する行為理論」に批判的距離をとる責任概念が示される。ここにおいて、他者性・差異・承認の政治学などのポストモダンの諸潮流と著者の責任概念との認識論的通底性が明示されるが、そうした立場が当為の規範理論たり得ないことも問題化される。

第二部では、最後の論点、「責任は応答する関係性において構築される」という認識と「他者／関係性を尊重せよ」という当為を架橋する困難が焦点化され、〈リベラリズム〉が成立しうる倫理 - 社会理論的な水準が明かされる。すなわち第三章では、この架橋の困難を従来の社会理論がいかにやり過ぎしてきたかが示され、第四章では、そもそも「道徳的である」理由を見出せない〈制度の他者〉に対する説得交渉＝契約論の可能性が詳細に検討される。

第三部は、本論文のとりわけ要となる論考であり、以上のように〈社会的なもの〉への懐疑の末に〈リベラル〉の規範的局所性が示されたことを踏まえ、社会理論・政治体制としての〈自由主義〉の内的な構造と限界がロールズやノージックの批判的検討を通して明らかにされる。第五章では、自らの善を自由に追求しつつ他者への共感能力と長期的自己利益を配慮する能力を備えた〈リベラル〉たちから、どのような排除の操作を経て自由主義の政治空間が析出してくるかが示され、第六章では、そうした自由主義が全域的な〈法＝規準〉となる場合、自らの外部の非〈自由主義者〉とどう関係を結びうるのかが論じられる。

最後に第四部（第七章）では、再びルーマンの社会システム論の地平から、高度に機能分化した現代社会で、行為責任のインフレを収束させつつシステムや道徳とは異なる仕方で責任処理する装置として、リベラリズムがいかに相対的に擁護可能かが示されている。

本論文の性格から、審査委員会は社会情報学、社会学、法学、政治学、倫理学等の専門領域を熟知した委員で構成されたが、全委員から卓越した学術論文としてきわめて高い評価が得られた。社会的構成主義の射程を正確に見極め、リベラリズムの限界と可能性を最後まで論理内在的に究明し尽くしている点、また論理に一切のごまかしがない点に、著者の高度な学問能力が凝縮されている。議論が抽象的でやや記述が煩瑣であるなど改善すべき点はあるものの、そのことが本論文の評価をいささかも貶めるものではない。よって審査委員会は、本論文が博士（社会情報学）の学位に値するものであるとの判断に達した。